

政令第三十九号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令及び中間法人法施行令の廃止

（第一条）

第二章 内閣関係（第二条 第十四条）

第三章 総務省関係（第十五条 第二十一条）

第四章 法務省関係（第二十二条 第二十九条）

第五章 外務省関係（第三十条）

第六章 財務省関係（第三十一条 第三十三条）

第七章 文部科学省関係（第三十四条・第三十五条）

第八章 厚生労働省関係（第三十六条 第四十五条）

第九章 農林水産省関係（第四十六条 第五十八条）

第十章 経済産業省関係（第五十九条 第六十七条）

第十一章 国土交通省関係（第六十八条 第七十六条）

第十二章 環境省関係（第七十七条・第七十八条）

附則

第一章 公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令及び中間法人法施行令の

廃止

第一条 次に掲げる政令は、廃止する。

一 公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第百六十一号）

二 中間法人法施行令（平成十七年政令第三百六十五号）

第二章 内閣関係

(船主相互保険組合法施行令の一部改正)

第二条 船主相互保険組合法施行令(昭和二十五年政令第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第三十五条の三第四項」を「第三十五条の三第六項」に改める。

(銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正)

第三条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「財団法人日本体育協会」の下に「昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。」を加える。

(道路交通法施行令及び沖縄振興特別措置法施行令の一部改正)

第四条 次に掲げる政令の規定中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

一 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第八条第二項

二 沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第百二号)第二十五条第四号

(信用金庫法施行令の一部改正)

第五条 信用金庫法施行令(昭和四十三年政令第四百四十二号)の一部を次のように改正する。

第五条の四中「第三十五条の九第二項」を「第三十五条の九第四項」に改める。

(沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部改正)

第六条 沖縄振興開発金融公庫法施行令(昭和四十七年政令第八十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立した法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

(協同組合による金融事業に関する法律施行令及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行令の一部改正)

第七条 次に掲げる政令の規定中「第六十九条第一項」を「第六十九条」に改める。

一 協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)第五条の表第四十五条第七項第一号の項及び第四十五条第八項の項並びに第五条の三の表

二 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行令(平成十五年政令第一百十八号)第五条第二項第一

(労働金庫法施行令の一部改正)

第八条 労働金庫法施行令(昭和五十七年政令第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の六中「第三十七条の七第二項」を「第三十七条の七第四項」に改める。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正)

第九条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「社団法人全日本ダンス協会連合会」の下に「(昭和六十年五月三十日に社団法人全日本ダンス協会連合会という名称で設立された法人をいう。次条において同じ。)」を、「財団法人日本ポールルームダンス連盟」の下に「(平成四年三月二十四日に財団法人日本ポールルームダンス連盟という名称で設立された法人をいう。次条において同じ。)」を加える。

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令の一部改正)

第十条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令(平成五年政令第三百九十八号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十一条第五項を削る。

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第十一条 構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号を次のように改める。

四 公益社団法人及び公益財団法人

（構造改革特別区域法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 前条の規定による改正後の構造改革特別区域法施行令第二条第四号に規定する公益社団法人又は

公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認

定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第四十二条第

一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第十三条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七

十五号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の表前条第十号に掲げる物質の項中「細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律施行令」を「細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律施行令」に改める。

(保険業法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第十四条 保険業法施行令の一部を改正する政令(平成十八年政令第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第一条の次に次の一条を加える。

(移行法人に関する読替え)

第一条の二 保険業法等の一部を改正する法律(以下この条から附則第八条までにおいて「改正法」という。) 附則第五条第八項の規定により同条第五項の規定により移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法人について改正法の規定を適用する場合における改正法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える改正法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第三条第一項第二号	法人であるときは、資本金若しくは出資の額又は基金の総額	出資の額又は基金の総額
附則第八条の見出し	特定保険業者であつた保険会社等	移行法人から保険契約の移転を受けた保険会社等
附則第八条第二項	特定保険業者であつた保険会社又は特定保険業者	移行法人
附則第十六条第十項及び第十四項	施行日前又は附則第二条第一項の規定により特定保険業を行う間	移行登記をした日前

附則第二条中「保険業法等の一部を改正する法律（以下この条から附則第八条までにおいて「改正法」という。）」を「改正法」に改める。

第三章 総務省関係

（地方自治法施行令の一部改正）

第十五条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項第二号、第二項及び第三項並びに第六十九條の二第二号中「民法第三十四條の法人及び」を「一般社団法人及び一般財団法人並びに」に改める。

第七十九條の二を削る。

（地方公営企業法施行令の一部改正）

第十六条 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三三号）の一部を次のように改正する。

第二十六條の五中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の法人」を「一般社団法人及び一般財団法人」に、「及び総務大臣」を「並びに総務大臣」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第十七条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号の二中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部改正）

第十八条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の行政文書の区分欄三の項口中「、認可法人又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十条の規定により設立された法人」を「又は認可法人」に改める。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に保存を開始した整備法第三十八条の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人の業務の実績報告書及び施行日以後に保存を開始した整備法第四十二条第二項に規定する特例民法法人の業務の実績報告書の保存期間の基準については、前条の規定による改正後の行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令別表第二の行政文書の区分欄三の項口に掲げる実績報告書の例による。

（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部改正）

第二十条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令

本則中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

（総務省組織令の一部改正）

第二十一条 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十一号及び第二十六条第一号中「公益法人及び」を削る。

第四章 法務省関係

（弁護士会登記令の一部改正）

第二十二條 弁護士会登記令（昭和二十四年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（他の登記所の管轄区域内への事務所の移転の登記）」に改め、同条第一項中「事務所を」を「その事務所を他の登記所の管轄区域内に」に改め、同条第二項を削る。

（独立行政法人等登記令の一部改正）

第二十三条 独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条第一項中「登記は、」の下に「その」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 名称

二 事務所の所在場所

三 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

四 独立行政法人及び国立大学法人等にあつては、資本金

五 代表権の範囲又は制限に関する定めがある独立行政法人にあつては、その定め

六 独立行政法人北方領土問題対策協会にあつては、基金

七 別表の名称の欄に掲げる法人にあつては、同表の登記事項の欄に掲げる事項

第三条第三項を削り、同条を第二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(変更の登記)

第三条 独立行政法人等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四月以内にすれば足りる。

第四条を削る。

第五条の見出しを「(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)」に改め、同条第一項中「は、主たる事務所を」を「がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に」に、「第二条に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同条」を「第二条第二項各号」に改め、同条第二項を削り、同条を第四条とする。

第六条を削る。

第七条の見出しを「（職務執行停止の仮処分等の登記）」に改め、同条中「主たる事務所及び従たる事務所」を「その主たる事務所」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（代理人の登記）

第六条 別表の名称の欄に掲げる法人のうち、同表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 独立行政法人及び国立大学法人等が独立行政法人通則法第二十五条（国立大学法人法第三十五条において準用する場合を含む。）の代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。

。別表の名称の欄に掲げる法人のうち、同表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人

を選任したときも、同様とする。

3 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内に、その登記をしなければならない。

第八条中「独立行政法人等は、」を「独立行政法人等が」に、「主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を「二週間以内に、その主たる事務所の所在地において」に改め、同条を第七条とする。

第九条中「独立行政法人等は、」を「独立行政法人等の」に、「、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を「二週間以内に、その主たる事務所の所在地において」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（従たる事務所の所在地における登記）

第九条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 独立行政法人等の設立に際して従たる事務所を設けた場合 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 独立行政法人等の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

第十条から第十四条までを次のように改める。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第十条 独立行政法人等がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における清算結了の登記）

第十一条 独立行政法人等の清算が結了したときは、清算結了の日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、清算結了の登記をしなければならない。

（登記簿）

第十二条 登記所に、独立行政法人等登記簿を備える。

（設立の登記の申請）

第十三条 設立の登記は、独立行政法人等を代表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、独立行政法人等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

3 第二条第二項第四号から第七号までに掲げる事項を登記すべき独立行政法人等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

4 資本金その他これに準ずるものを登記すべき独立行政法人等の設立の登記の申請書には、資本金その他これに準ずるものにつき必要な払込み又は給付があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第十四条 第二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

第十五条の見出し中「添付書面」を「申請」に改め、同条第一項中「第十条第一項又は第二項」を「第六条第一項」に改め、同条第二項中「第十条第二項」を「第六条第二項」に改め、「申請書には、」の下に「代理人の選任及び」を加え、同条第三項中「第十条第三項」を「第六条第三項」に改め、同条第四項

を削る。

第十八条第一項中「第二条第二号」を「第二条第二項第二号」に改め、同条第二項中「独立行政法人農林漁業信用基金」を「第三条第一項の規定にかかわらず、独立行政法人農林漁業信用基金」に改め、「第六条第一項の規定にかかわらず」を削り、「その事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間」を「当該末日から四週間」に改め、同条第三項及び第四項中「第二条第二号」を「第二条第二項第二号」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条中「（第二条）」を「（第一条の三）」に改め、「、第四十七条第一項」を削り、「（独立行政法人等登記令第二条各号）」と、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において独立行政法人等登記令第二条各号に掲げる事項を登記する場合には」を「、（独立行政法人等登記令第九条第二項各号）」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

（解散の登記の申請）

第十六条 解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

別表中「第十条」を「第六条」に改める。

(独立行政法人等登記令の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 施行日前に独立行政法人等がその従たる事務所の所在地でした代理人の選任の登記は、その登記をした日に、独立行政法人等がその主たる事務所の所在地でしたものとみなす。

2 登記官は、この政令の施行の際現に従たる事務所の所在地における代理人の登記が存するときは、職権で、当該登記を主たる事務所の所在地における登記簿に移さなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、前条の規定による独立行政法人等登記令の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(組合等登記令の一部改正)

第二十五条 組合等登記令(昭和三十九年政令第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「別表一」を「別表」に改める。

第二条を削る。

第三条第一項中「登記は」の下に「、その主たる事務所の所在地において」を加え、「、主たる事務所

の所在地において」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的及び業務

二 名称

三 事務所の所在場所

四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

第三条第三項を削り、同条を第二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(変更の登記)

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎

事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

- 3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から二月以内にすれば足りる。

第四条を削る。

第五条の見出しを「（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）」に改め、同条第一項中「は、主たる事務所を」を「がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に」に、「第二条に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同条」を「第二条第二項各号」に改め、同条第二項を削り、同条を第四条とする。

第六条を削る。

第七条の見出しを「（職務執行停止の仮処分等の登記）」に改め、同条中「主たる事務所及び従たる事務所」を「その主たる事務所」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（代理人の登記）

第六条 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する参事その他の代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。

3 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内に、その登記をしなければならない。

第八条中「組合等は、」を「組合等が」に、「主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を「二週間以内に、その主たる事務所の所在地において」に改め、同条を第七条とする。

第九条中「組合等は」を「組合等が合併をするときは」に、「、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により消滅する組合等については解散」を「二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更」に、「第二条に掲げる事項」を「設立」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「組合等は」を「組合等が種類を異にする組合等となるときは」に改め、「種類を異にする組合等となるため」を削り、「、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を「二週間以内に、その主たる事務所の所在地において」に、「抹消しなければ」を「抹消しなければ」に改め、同条を第九条とする。

第十一条中「組合等は、」を「組合等の」に、「、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を「二週間以内に、その主たる事務所の所在地において」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（従たる事務所の所在地における登記）

第十一条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 組合等の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に掲げる場合を除く。） 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 合併により設立する組合等が合併に際して従たる事務所を設けた場合 合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から三週間以内

三 組合等の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所
3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、
変更の登記をしなければならない。

第十二条から第十五条までを次のように改める。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第十二条 組合等がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

第十三条 第八条及び第十条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる

事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、合併後存続する組合等についての変更の登記は、第十一条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

(登記の嘱託)

第十四条 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、組合等の主たる事務所（第三号に規定する場合であつて当該決議によつて第十一条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所）の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

一 組合等の設立の無効の訴え

二 組合等の出資一口の金額の減少の無効の訴え

三 組合等の創立総会、総会、総代会、会員総会、議員総会又は常議員会の決議した事項についての登記があつた場合におけるこれらの決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え

2 組合等の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で

、遅滞なく、各組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、合併後存続する組合等については変更の登記を嘱託し、合併により消滅する組合等については回復の登記を嘱託し、合併により設立する組合等については解散の登記を嘱託しなければならない。

3 前項に規定する場合において、同項の訴えに係る請求の目的に係る合併により第十一条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときは、各組合等の従たる事務所の所在地を管轄する登記所にも前項に規定する登記を嘱託しなければならない。

4 官庁は、組合等を代表する者の解任又は組合等の解散を命ずる処分をしたときは、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

(登記簿)

第十五条 登記所に、組合等登記簿を備える。

第十六条の見出し中「添附書面」を「申請」に改め、同条第二項中「第二条第六号」を「第二条第二項第六号」に、「添付しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「代表権を有する」を「組合等を代表すべき」に、「添付しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項

を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

第十七条の見出し中「添付書面」を「申請」に改め、同条第一項中「事務所の新設若しくは移転又は第二條」を「第二條第二項各号」に、「事務所の新設若しくは移転又は登記事項」を「その事項」に改め、同条第二項及び第三項中「別表一」を「別表」に改める。

第十八条から第二十三条までを次のように改める。

(代理人の登記の申請)

第十八条 第六條第一項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添付しなければならない。

2 第六條第二項の登記の申請書には、代理人の選任及び代理権の範圍を証する書面を添付しなければならない。

3 第六條第三項の登記の申請書には、登記事項の変更又は代理権の消滅を証する書面を添付しなければならない。ただし、代理人の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

(解散の登記の申請)

第十九条 第七条の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

(合併による変更の登記の申請)

第二十条 合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する組合等(当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書を添付しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要するものの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項

の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

（合併による設立の登記の申請）

第二十一条 合併による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項並びに前条に規定する書面を添付しなければならない。

（移行等の登記の申請）

第二十二条 第九条の登記の申請書には、同条に規定する手続がされたことを証する書面を添付しなければならない。

（清算結了の登記の申請）

第二十三条 清算結了の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

第二十五条中「（第二条）」を「（第一条の三）」に改め、「、第四十七条第一項」を削り、「第二条各号

」と、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において組合等登記令第二条各号に掲げる事項を登記する場合には」を「第十一条第二項各号」に改める。

第二十六条第一項中「第二条第一号」を「第二条第二項第一号」に改め、同条第二項中「第八条」を「第七条」に改め、同条第三項の表第九条の項を次のように改める。

第八条					
合併を	合併又は森林組合法第百八条の三第一項の規定による権利義務の承継（以下「承継」という。）を				
合併の	合併又は同条第二項において準用する同法第八十四条第二項の				
合併に必要な	合併又は承継に必要な				
合併により消滅する	合併又は承継により消滅する				
合併後	合併又は承継後				

第二十六条第三項の表第十九条第一項の項の前に次のように加える。

第十四条第二項		
合併の	合併又は承継の	
合併後	合併又は承継後	
合併により消滅する	合併又は承継により消滅する	

	減する	
第十四条第三項	合併	合併又は承継

第二十六条第三項の表第十九条第一項の項中「第十九条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同表第十九条第二項の項中「第十九条第二項」を「第二十条第二項」に改め、同表第十九条第三項の項中「第十九条第三項」を「第二十条第三項」に改め、同条第四項中「管理組合法人及び」を「管理組合法人又は」に、「第十六条第一項」を「第十六条第二項」に改め、同項第二号中「第二条第一号」を「第二条第二項第一号」に改め、同項第三号中「代表権を有する」を「管理組合法人又は団地管理組合法人を代表すべき」に改め、同条第七項中「弁護士法人は、」を「弁護士法人が」に、「主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を「二週間以内に、その主たる事務所の所在地において」に改める。

別表一中「第十二条、第十七条、第十九条」を「第六条、第十七条、第二十条」に改め、同表を別表とする。

別表二を削る。

(組合等登記令の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 施行日前に組合等がその従たる事務所の所在地でした代理人の選任の登記は、その登記をした日に、組合等がその主たる事務所の所在地でしたものとみなす。

2 登記官は、この政令の施行の際現に従たる事務所の所在地における代理人の登記が存するときは、職権で、当該登記を主たる事務所の所在地における登記簿に移さなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、前条の規定による組合等登記令の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(司法書士法施行令の一部改正)

第二十七条 司法書士法施行令(昭和五十三年政令第三百七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立されたもの」を「一般社団法人若しくは一般財団法人であるもの」に改め、同条第七号中「民法第三十四条の規定により設立されたもの」を「一般社団法人又は一般財団法人であるもの」に改める。

(土地家屋調査士法施行令の一部改正)

第二十八条 土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立されたもの」を「一般社団法人若しくは一般財団法人であるもの」に改め、同条第七号中「民法第三十四条の規定により設立されたもの」を「一般社団法人又は一般財団法人であるもの」に改める。

（公証人手数料令の一部改正）

第二十九条 公証人手数料令（平成五年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「含む。」の下に「並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第十三条及び第一百五十五条」を加える。

第五章 外務省関係

（細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律施行令の一部改正）

第三十条 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律施行令（平成七年政令第三百九十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施
に関する法律施行令

第一条中「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律」を「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律」に改める。

第二条第二項ただし書中「これらの法人の監督に関する事務の主任の大臣とし、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人である場合にあつては当該法人の主務官庁」を「これらの法人の監督に関する事務」に改める。

第六章 財務省関係

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令の一部改正）

第三十一条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する

法律施行令（昭和二十九年政令第百三三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二中「基き」を「基づき」に、「財団法人日本生産性本部」を「財団法人社会経済生産性本部

（昭和三十年三月一日に財団法人日本生産性本部という名称で設立された法人をいう。）」に改める。

（関税法施行令の一部改正）

第三十二条 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の二中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

（関税定率法施行令の一部改正）

第三十三条 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

第二十一条中「民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

第七章 文部科学省関係

(著作権法施行令の一部改正)

第三十四条 著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第六号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に、「公益法人」を「一般社団法人等」に改める。

第二条第一項第一号、第二号及び第五号、第二条の二第一項、第二条の三第一項第三号並びに第三条第一項第二号中「公益法人」を「一般社団法人等」に改める。

第二十九条中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

(独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令の一部改正)

第三十五条 独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令(平成十七年政令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号を次のように改める。

- 一 一般社団法人及び一般財団法人

第八章 厚生労働省関係

(健康保険法施行令の一部改正)

第三十六条 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第五十九条を次のように改める。

(残余財産の帰属)

第五十九条 解散した連合会の財産は、規約で指定した者に帰属する。

2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、会長は、

厚生労働大臣の許可を得て、連合会の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる

。ただし、総会の決議を経なければならない。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

第五十九条の次に次の十五条を加える。

(清算中の連合会の能力)

第五十九条の二 解散した連合会は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存

続するものとみなす。

（清算人）

第五十九条の三 連合会が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、会長、副会長及び理事がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において会長、副会長及び理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

（裁判所による清算人の選任）

第五十九条の四 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第五十九条の五 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人及び解散の届出）

第五十九条の六 清算人は、破産手続開始の決定及び法第百八十八条において読み替えて準用する法第二十九条第二項の規定による解散の命令の場合を除き、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定は、法第百八十八条において読み替えて準用する法第二十九条第二項の規定による解散の命令の際に就職した清算人について準用する。

(清算人の職務及び権限)

第五十九条の七 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第五十九条の八 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第五十九条の九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、連合会の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(裁判所による監督)

第五十九条の十 連合会の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 連合会の解散及び清算を監督する裁判所は、厚生労働大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 厚生労働大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算結了の届出)

第五十九条の十一 清算が結了したときは、清算人は、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第五十九条の十二 連合会の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第五十九条の十三 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第五十九条の十四 裁判所は、第五十九条の四の規定により清算人を選任した場合には、連合会が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び

監事の陳述を聴かなければならない。

(即時抗告)

第五十九条の十五 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができ。

(検査役の選任)

第五十九条の十六 裁判所は、連合会の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第五十九条の十四中「清算人及び監事」とあるのは、「連合会及び検査役」と読み替えるものとする。

(児童福祉法施行令等の一部改正)

第三十七条 次に掲げる政令の規定中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

一 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第七条第三項第一号

二 調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三三号）第二条第三項第一号

三 勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）第十四条の五

（医療法施行令の一部改正）

第三十八条 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の十二及び第五条の十五中「第五十五条第三項」を「第五十五条第六項」に改める。

（母子及び寡婦福祉法施行令の一部改正）

第三十九条 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第三号中「若しくは寄附行為」を削る。

（母子及び寡婦福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四十条 施行日前に母子福祉団体の理事が寄附行為に違反した場合における当該理事を解職すべき旨の勸

告については、なお従前の例による。

（職業能力開発促進法施行令の一部改正）

第四十一条 職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十二条」を「第四十一条」に、「第四十三条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第六十七条第一項」を「第三十九条の二第一項」に改める。

（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行令の一部改正）

第四十二条 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行令（平成三年政令第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条（見出しを含む。）中「社団法人」を「一般社団法人」に改める。

（医道審議会令の一部改正）

第四十三条 医道審議会令（平成十二年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「社団法人日本医師会」の下に「（昭和二十二年十一月一日に社団法人日本医師会という名称で設立された法人をいう。）」を加え、同項第二号中「社団法人日本歯科医師会」の下に「

（昭和二十二年十一月一日に社団法人日本歯科医師会という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

(独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正)

第四十四条 独立行政法人福祉医療機構法施行令(平成十五年政令第三百九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立した法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改め、同条第四号中「民法第三十四条の規定により設立した法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改め、同条第四号の二及び第四号の三中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改め、同条第五号中「民法第三十四条の規定により設立した法人」を「一般社団法人、一般財団法人」に改め、同条第六号中「民法第三十四条の規定により設立した法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改め、同条第八号中「民法第三十四条の規定により設立した法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

附則第五条の二第一項中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

(発達障害者支援法施行令の一部改正)

第四十五条 発達障害者支援法施行令（平成十七年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

第九章 農林水産省関係

（競馬法施行令の一部改正）

第四十六条 競馬法施行令（昭和二十三年政令第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条の三第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に、「競走実施公益法人」を「競走実施一般社団法人等」に改め、同条第三項中「競走実施公益法人」を「競走実施一般社団法人等」に改める。

（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令等の一部改正）

第四十七条 次に掲げる政令の規定中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に、「社団法人」を「一般社団法人」に、「表決権」を「議決権」に、「財団法人」を「一般財団法人」に改める。

一 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十

二号）第一条の二第二号

二 中小漁業融資保証法施行令（昭和二十八年政令第十六号）第一条第一号

三 農業信用保証保険法施行令（昭和三十六年政令第百四十八号）第一条第六号

四 漁業近代化資金融通法施行令（昭和四十四年政令第百九号）第一条第一号

五 林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和五十一年政令第百三十一号）第五条第一号

（漁船損害等補償法施行令の一部改正）

第四十八条 漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第四十一条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十六条」を「

第三十二条の六」に、「及び同法第五十九条第三号」を「、法第三十三条の二第三号」に、「並びに」を

「及び」に改め、「において準用する民法第八十三条」を削る。

（農地法施行令の一部改正）

第四十九条 農地法施行令（昭和二十七年政令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の六第一項第四号の二中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（農業近代化資金融通法施行令の一部改正）

第五十条 農業近代化資金融通法施行令（昭和三十六年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に、「社団法人」を「一般社団法人」に、「表決権」を「議決権」に、「財団法人」を「一般財団法人」に改める。

第二条中「社団法人」を「一般社団法人」に、「表決権」を「議決権」に、「財団法人」を「一般財団法人」に、「農業者関係公益法人」を「農業者関係一般社団法人等」に改める。

（農業協同組合法施行令の一部改正）

第五十一条 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の二中「第七十二条の十二の二第一項」を「第七十二条の十二の九第一項」に改める。

（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令の一部改正）

第五十二条 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令（昭和五十一年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号を次のように改める。

三 一般社団法人

第七条第三号中「民法第三十四条の規定により設立された社団法人」を「一般社団法人」に改める。

（肉用子牛生産安定等特別措置法施行令の一部改正）

第五十三条 肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和六十三年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人、一般財団法人」に改める。

（特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令及び食品流通構造改善促進法施行令の一部改正）

第五十四条 次に掲げる政令の規定中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人」を「一般社団法人」に改める。

一 特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令（平成元年政令第二百八号）第一条第四号

二 食品流通構造改善促進法施行令（平成三年政令第二百五十六号）第一条第八号

（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部改正）

第五十五条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「、公益法人」を削る。

（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五十六条 整備法第四十二条第二項に規定する特例民法法人に対する主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十九条第一項の主要食糧の交付については、前条の規定による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第十五条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（林業労働力の確保の促進に関する法律施行令の一部改正）

第五十七条 林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成八年政令第百五十三号）の一部を次のよう

に改正する。

第一条中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令の一部改正）

第五十八条 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第十一号を次のように改める。

十一 一般社団法人

第六条第八号を次のように改める。

八 一般社団法人

第十章 経済産業省関係

（鉱業登録令の一部改正）

第五十九条 鉱業登録令（昭和二十六年政令第十五号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の四中「第七十二条第三項、」を削り、「第九百五十九条第一項」を「第九百五十九条」に改める。

（信用保証協会法施行令の一部改正）

第六十条 信用保証協会法施行令（昭和二十八年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「第十九条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十六条」を「第十二条の五」に改める。

（中小企業等協同組合法施行令の一部改正）

第六十一条 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条及び第二十四条中「第六十九条第一項」を「第六十九条」に改める。

（小売商業調整特別措置法施行令等の一部改正）

第六十二条 次に掲げる政令の規定中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人」を「一般社団法人」に改める。

一 小売商業調整特別措置法施行令（昭和三十四年政令第二百四十二号）第四条の二第五号

二 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百七十二号）第一条第四号

三 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令（平成五年政令第十九号）第七条

（商工会法第六十条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令の一部改正）

第六十三条 商工会法第六十条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（昭和三十五年政令第四百九号）の一部を次のように改正する。

第十二号中「第五十五条」を「第五十四条の三」に改め、「において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十三条」を削る。

（資源の有効な利用の促進に関する法律施行令の一部改正）

第六十四条 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第五号中「民法法人等（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人）」に改める。

（エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法施行令及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令の一部改正）

第六十五条 次に掲げる政令の規定中「社団法人」を「一般社団法人」に改める。

一 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法施行令（平成五年政令第二百二十号）第十三条（見出しを含む。）

二 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百一号）第三条（見出しを含む。）、第十二条第一項第二号口、同条第二項第二号口、同項第四号口、同項第六号口、同項第八号口及び同項第十号口

（中心市街地の活性化に関する法律施行令の一部改正）

第六十六条 中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「公益法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に、「財団法人であつてその基本財産の全部若しくは一部が市町村により拠出されていること又は社団法人であつてその社員のうちに市町村

があること」を「一般社団法人であつてその社員のうちに市町村があること又は一般財団法人であつてその基本財産の全部若しくは一部が市町村により拠出されていること」に改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正)

第六十七条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成十六年政令第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号ホ中「特定社団法人(民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人であつて経済産業省令で定める要件に該当するものをいう)」を「一般社団法人(経済産業省令で定める要件に該当するものに限る)」に改め、同条第二項第一号中「民法第三十四条の規定により設立された法人(以下「公益法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人(一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者その他の経済産業省令で定める者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者その他の経済産業省令で定める者により拠出されているものに限る。以下「一般社団法人等」に改め、同項第二号及び同条第五項中「公益法人」を「一般社団法人等」に改める。

第十一章 国土交通省関係

（港湾法施行令の一部改正）

第六十八条 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により港湾管理者が設立した財団法人」を「港湾管理者が設立した一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八条の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立した財団法人を含む。）」に改める。

（土地区画整理法施行令の一部改正）

第六十九条 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第三項第三号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

第六十八条の二第三号中「民法第三十四条の規定による法人」を「一般財団法人」に改める。

(新住宅市街地開発法施行令の一部改正)

第七十条 新住宅市街地開発法施行令(昭和三十八年政令第三百六十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

(都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正)

第七十一条 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令(昭和四十一年政令第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第十条中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

(日本勤労者住宅協会法施行令の一部改正)

第七十二条 日本勤労者住宅協会法施行令(昭和四十一年政令第二百九十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「行なうことを目的とする団体」を「行うことを目的とする団体」に改め、同条第三号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された」を削り、「行なう」を「行う」

に、「法人」を「一般社団法人」に改める。

（都市再開発法施行令の一部改正）

第七十三条 都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人（第四十条の二第一号において「特定一般社団法人等」という。）」に改める。

第四十条の二第一号中「地方公共団体が財産を提供して設立した民法第三十四条の法人（当該法人」を「特定一般社団法人等（特定一般社団法人等）」に、「同条の法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第四十三条の三中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第七十四条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「一般財団法人」に改

める。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正）

第七十五条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号

）の一部を次のように改正する。

第四十条第一号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人（当該法人）」を「一般社団法人又は一般財団法人（当該一般社団法人又は一般財団法人）」に、「同条の法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行令の一部改正）

第七十六条 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行令（平成十

八年政令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第一号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正)

第七十七条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)の一部を次のように改正する。

第八条第二号を次のように改める。

二 地方公共団体が基本財産たる財産の全部又は一部を拠出している一般財団法人

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令の一部改正)

第七十八条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令(平成七年政令第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「並びに第十三条第三号及び第四号」を削り、同条第五号中「民法法人等(民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人等(一般社団法人、一般財団法人)」に改める。

第十三条から第十五条までを削る。

附則

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。